

入札情報
R 8 公募型指名競争入札 (期 間 入 札)

公表日 令和 8 年 7 月 2 1 日

次により、公募型指名競争入札（期間入札）を行いますので、地方自治法、地方自治法施行令、高松市契約規則（※）、高松市契約事務処理要綱（※）、高松市期間入札試行要領（※）、期間入札（試行）に関する留意事項（※）、入札参加者の心得、契約条項その他指示事項を遵守の上、参加希望者は必要書類を持参又は郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）してください。

なお、提出された書類は、指名業者選定にあたっての参考資料であり、書類の提出が直ちに指名につながるものではありません。

公募型指名競争入札の解説など

- ・入札に参加を希望する者の受注意欲を確認した上で指名する入札方法で、発注案件ごとに希望を募り、入札参加申請書を提出した者のうちから、その案件で設定された履行実績その他の入札参加条件を満たす者を指名し、入札を行う方法です（高松市公募型指名競争入札試行要領に準じています。）。
- ・上記の※が付けられた市の関係規程は、高松市ホームページ(もっと高松)のトップページの「事業者の方」 >> 「入札・契約情報」>> 契約監理課ホームページに掲載しています。
- ・参加希望者が案件で指名を受けるためには、その前段階として、下記により、入札参加申請書その他必要書類を令和 8 年 7 月 2 8 日 (火) 正午までにこども家庭課に提出する必要があります。御注意ください。
- ・表中下線を付しているものは、対象文書をダウンロードすることができます。

1 入札に付する業務	高松市帳票（福祉保健系）作成等業務委託
2 仕様書	<u>高松市帳票（福祉保健系）作成等業務委託仕様書</u>
3 業務の履行場所	高松市健康福祉局こども家庭課指定場所
4 履行期間	契約締結日から令和 1 4 年 1 月 3 1 日まで
5 最低制限価格	設定しない
6 予定価格	非公表
7 入札保証金	免除（高松市契約規則第 9 条第 2 号）
8 契約保証金	免除（高松市契約規則第 2 4 条第 4 号）
9 支払条件	完了払（適法な請求があった日から 3 0 日以内。）
1 0 入札参加条件	次に掲げる入札参加条件を全て満たしていること。 （１） 入札参加申請日現在で、本市の令和 8 ～ 1 0 年物品・委託・役務の提供等入札参加資格者名簿の業種名「4 1 印刷」に登録されていること。 （２） 高松市公募型指名競争入札試行要領第 4 条第 1 項第 1 号及び第 5 号から第 7 号までに掲げる要件を満たすこと。 （３） 過去 2 年の間に、国（独立行政法人及び公社を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約をすべて誠実に

	履行した実績があること。 (4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク (JISQ15001) 付与認定又は ISO/IEC 27001 の認定を受けている者であること。 (5) 高松市指名停止等措置要綱 (平成 24 年高松市告示第 403 号) に基づく指名停止期間中でないこと。 (6) 指名を受けた者が入札までに入札参加条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。
1 1 入札参加申請	入札を希望する者は、公募型指名競争入札参加申請書 (指定様式) に入札参加条件 (3)、(4) を明らかにすることができる書類を添付し、持参又は郵送 (一般書留又は簡易書留に限る。) すること。 提出先 高松市役所 6 階 こども家庭課 (持参又は郵送) 郵送先 〒760-8571 高松市番町一丁目 8 番 15 号 高松市役所 こども家庭課 こども医療係 入札担当宛 (注) 持参する場合は、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び土曜日を除きます。 また、提出時間は、持参の場合、午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで (最終日は正午まで) です。郵送 (一般書留又は簡易書留に限る。) の場合は、提出期間の最終日の正午までに必着させなければなりません。 ※提出書類 <u>公募型指名競争入札参加申請書 (指定様式)</u> <u>実績調査</u> 入札参加条件 (3) を満たすことを証する契約書 (仕様書含む) の写し等 入札参加条件 (4) を満たすことを証する登録証の写し等
1 2 参加申請書提出期間	令和 8 年 7 月 21 日 (火) から令和 8 年 7 月 28 日 (火) まで (同日正午必着)
1 3 指名 (非指名) 通知	(1) 通知は令和 8 年 7 月 30 日 (木) 午後 5 時までに FAX で送信する。 (2) 指名した者には入札通知書を、指名しなかった者には、指名しなかった理由を記載した非指名通知書を送信する。
1 4 要領説明	実施しない。
1 5 質問及び回答	(1) 本業務の内容に質問がある場合は、令和 8 年 7 月 31 日 (金) から同年 8 月 5 日 (水) 午後 4 時 00 分までに質問票を FAX 又は電子メールで送信すること。 質問受付 FAX 番号 087-839-2360 E メールアドレス kodomo@city.takamatsu.lg.jp ※指定様式は次のとおり <u>質問及び回答書</u> ※電話及び口頭での質問は受け付けない。 ※指名通知を受けた者以外からの質問は受け付けない。

	※上記期間外の質問には回答しない。 (2) 質問書受付後速やかに質問書提出者に回答し、質問及びこれに対する回答の全件を次のとおり公表します。なお、質問及び回答が公表された場合は、仕様書同様、これを熟知の上入札しなければなりません。 ア 公表期間 令和8年8月7日(金)から令和8年8月17日(月)まで イ 公表方法 本ホームページ上で公表します(公表は期間初日の午後1時00分までに開始します。)
16 入札書の提出期間及び提出先	提出期間 令和8年8月10日(月)～令和8年8月18日(火) 提出先 高松市役所6階 こども家庭課(持参又は郵送) (注) ・持参する場合は、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び土曜日を除きます。 また、提出時間は、持参の場合、いずれの日も午前8時30分から午後5時00分までです。郵送(一般書留又は簡易書留に限る。)の場合は、提出期間の最終日の午後5時00分までに必着させなければなりません。 ・内訳書の提出は必要ありません。
17 開札	日時 令和8年8月19日(水) 午後4時00分 場所 高松市役所6階 61会議室 ※落札者は、別途指示する期間までに入札金額の内訳等(単価、金額等)の分かる内訳書を提出してください。
18 再度入札	実施する 提出期間 令和8年8月20日(木)～令和8年8月24日(月) 提出先 高松市役所6階 こども家庭課(持参又は郵送) (注) 持参する場合は、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び土曜日を除きます。 また、提出時間は、持参の場合、午前8時30分から午後5時00分まで(最終日は午前10時00分まで)です。郵送(一般書留又は簡易書留に限る。)の場合は、提出期間の最終日の午前10時00分までに必着させなければなりません。 開札日時 令和8年8月25日(火) 午後2時00分
19 試行要領等	<u>高松市公募型指名競争入札試行要領</u> <u>高松市期間入札試行要領</u> <u>期間入札(試行)に関する留意事項</u>
20 入札参加者の心得	入札参加者の心得
21 委任状・入札書等	<u>入札書</u> <u>委任状</u>：委任しない場合は提出不要 <u>委任状及び入札書の記載例</u>

	<u>入札書封筒の表（おもて）に貼り付ける様式</u> <u>郵送用封筒宛名</u>
2 2 契約条項	<u>契約書（案）</u>
2 3 問合せ先	高松市健康福祉局こども家庭課 こども医療係 （高松市役所本庁舎6階） 電 話 087-839-2353 FAX 087-839-2360 Eメールアドレス kodomo@city.takamatsu.lg.jp

【注意事項】

- （1） 落札者が契約までに入札参加条件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合には、市は、一切の損害賠償の責めを負わない。
- （2） 入札の無効等については、地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4、高松市契約規則第17条第1項において準用する同規則第5条及び第12条の4、高松市期間入札試行要領と期間入札（試行）に関する留意事項並びに「入札参加者の心得」による。
- （3） 「期間入札」とは、指定期間内に郵送又は持参により入札書を提出して行う入札をいう。高松市期間入札試行要領及び期間入札（試行）に関する留意事項等を熟読の上、参加すること。特に、同留意事項は、「別記（入札書を提出する際のチェックポイント）」をはじめ、重要事項を記載している。
- （4） 開札は、入札期間の末日の翌日（市の執務日）に行う。
- （5） 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額（1円未満の端数を切り捨てた額）を加算した金額をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入すること。
- （6） 入札参加資格者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をしないこと。
- （7） 正当な理由なく、職員の指示を守らなかった場合は、その指名を取り消すものとする。
- （8） 契約の締結については、高松市契約規則第20条に定めるところによるが、本案件について、落札者は発注者が指定する日までに記入押印した契約書を提出しなければならない。
- （9） 市長は、緊急やむを得ない理由により、入札を行うことができないと認めるときは、本入札を停止し、中止し、又は取り消すことができる。この場合において、本入札参加者又は参加申請者が損害を受けることがあっても、市長は、その責めを負わない。

【高松市指名停止等措置要綱別表第26号の運用基準】

平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を下

記のとおり定め、公表していますので、御留意ください。

高松市指名停止等措置要綱別表第26号を適用し指名停止をする場合の運用基準(抄)

- 1 要綱別表第26号の「不正又は不誠実な行為」とは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会による「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」の例によるもののほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくは使用人の、その業務に関する次に掲げる行為その他の著しく信頼関係を損なう行為をいう。
- (1) 予定価格、最低制限価格等の秘密情報の提供を要求する行為等入札の公正を害すべき行為
 - (2) 入札に参加するに際し担当職員の指示に従わない等入札の秩序を乱す行為
 - (3) 監督又は検査の実施に当たり市職員の職務執行を妨げる行為
 - (4) 市職員に対する脅迫的な言動又は暴力的な行為
 - (5) 執拗な抗議等を行い、市職員の職務を妨害する行為
 - (6) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合の報告義務違反
 - (7) 市職員による経理上の不正又は不当な行為への関与

【不当要求行為排除について】

市では、受注者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受注者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。詳しくは、契約監理課ホームページを御参照ください。<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/622.html>

【周知事項】

売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com 書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。

【適正な労働条件の確保】

労働関係法規を遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、次によること。

- (1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特別措置の適用を受ける事業にあつては、週44時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
- (2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイマー労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- (3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- (4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の

定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。

(5) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。

(6) (1)から(5)までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

【関係規程について】

以上で引用している市の規則、要綱及びマニュアル並びに市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、いずれも契約監理課ホームページに掲載しています。